

令和8年度 第7回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

日時：令和8年8月18日（火）18時30分～

場所：黒川コミュニティセンター 研修室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

(1)環境保全協定（案）について

資料1

(2)委員からの提案について

資料2

4. その他

5. 閉会

今後のスケジュール

- ・ 9月 7日(月) 18:30～ 黒川コミセン 研修室
- ・ 9月28日(月) 18:30～ 黒川コミセン 研修室

環境保全協定（案）

黒川町及び牧島地区（以下「甲」という。）、肥前環境株式会社（以下「乙」という。）、伊万里市（以下「丙」という。）及び大栄環境株式会社（以下「丁」という。）は、伊万里市黒川町黒塩字飛石 2019 番 5 外に、乙が設置する廃棄物の管理型最終処分場（以下「施設」という。）の建設及び施設が廃止されるまでの間の運営に関し、次のとおり環境保全協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙が設置する施設の建設及び運営により発生する公害（環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。以下同じ。）等を未然に防止するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令及び本協定に定める事項を誠実かつ適正に遵守し、万全な措置を講ずることにより、黒川町及び牧島地区の住民（以下「地域住民」という。）の安全を確保し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 処分場を構成する埋立地、土堰堤、浸出水調整槽、浸出水処理施設、沈砂池等をいう。
- (2) 施設の廃止 廃棄物処理法に規定する廃止の基準に適合することについて、佐賀県の確認を受けることをいう。
- (3) 関係車両 施設の建設に関係する車両及び施設操業後の廃棄物の搬入等に要する車両をいう。
- (4) 工事期間 施設の整備に着手した日から竣工した日までの期間をいう。
- (5) 操業期間 廃棄物の受け入れを開始した日から施設の廃止までの期間をいう。

（責務）

第 3 条 甲は、地域住民の安全の確保と生活環境の保全を図るため、協定事項の実施の確認を行うものとする。

2 乙は、施設の建設及び運営にあたり、周辺地域の自然環境及び海域環境の保全に配慮し、伊万里湾への影響はもとより、地域住民の生活環境に影響を与えないよう、公害防止技術の向上に努め、常に適切な措置を講じるとともに、施設に起因する諸問題について責任を負う。

- 3 丙は、地域住民の安全の確保と生活環境の保全を図るため、甲とともに協定事項の実施の確認を行うとともに、乙に対し履行の助言等を行うものとする。
- 4 丁は、乙が行う施設の建設及び運営について、乙に対し指導等を行い、協定の履行について、連帯して責任を負う。

(施設の建設)

第4条 乙は、施設の建設にあたっては、次の各号に掲げる事項を確実に実施するものとする。

- (1) 地域住民の安全の確保及び生活環境の保全に十分配慮するとともに、監督責任者を配置し、廃棄物処理法その他の関係法令を遵守するものとする。
- (2) 濁水対策として、仮設沈砂池を設置するなどの対策を講じ、水質汚濁の防止を図るものとする。
- (3) 関係車両の運行にあたっては、交通法規を遵守し、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにするとともに、乙の関係車両であることが判別できるようにし、騒音、振動及び粉じんの発生防止に配慮するものとする。

(施設の運営)

第5条 乙は、施設の運営及び設備の更新にあたっては、最新の技術の導入等を目指し、地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう公害防止技術の向上に努めるものとする。

- 2 乙は、施設の運営にあたっては、廃棄物処理法に定める技術管理者を配置し、関係法令の遵守とともに、適正な維持管理に努めるものとする。

(廃棄物の種類)

第6条 施設に搬入できる廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。

- 2 佐賀県外から搬入できる産業廃棄物は、佐賀県産業廃棄物等の適切な処理に関する条例（令和8年佐賀県条例第14号）に定める佐賀県知事と協議等を経た廃棄物とする。
- 3 施設に搬入する廃棄物の種類を変更するときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(環境保全対策)

第7条 乙は、別表2に定める地下水及び放流水の水質基準を遵守し、伊万里湾への環境負荷の低減に努めるものとする。

- 2 乙は、埋め立てた廃棄物の自重や自然災害などにより遮水シートが破損しないよう万全の対策を講じること。
- 3 工事期間及び操業期間において、地下水の汚染が確認された場合は、直ちに原因を調査し、万全の措置を講じること。

- 4 乙は、施設における硫化水素等の排出ガス、騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生並びに廃棄物の飛散を防止するとともに、必要に応じて自主測定を実施するものとする。
- 5 乙は、処分場の法面の崩壊防止とともに、施設の景観について、植樹などによる対策を講じるなど、**周辺の景観に調和する施設となるよう**必要に応じて甲、乙及び丙で協議するものとする。
- 6 乙は、**甲が行う生活環境及び自然環境の保全及び向上に寄与する活動に協力するものとする。**

(施設の操業時間、搬入車両)

- 第8条 施設の操業時間は、原則、午前8時から午後5時までとする。ただし、日曜日、年末年始は操業しない。
- 2 乙は、廃棄物の搬入及び処理に関し、法令に違反する行為が生じないように、乙の従業員及び関係事業者に対し、教育、指導その他必要な措置を講じるものとする。
 - 3 **関係車両**~~施設への廃棄物の搬入車両~~は、交通法規の遵守とともに、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにすること。
 - 4 乙は、**関係車両**~~施設への廃棄物の搬入車両~~について、乙の**関係する**車両であることが判別できるようにするとともに、公道上において待機を行わないよう指導するものとする。
 - 5 乙は、災害等やむを得ない事情により、施設の操業時間を変更するときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(情報の公開)

- 第9条 乙は、地下水及び放流水の水質検査結果について、検査機関から受領後、速やかに甲及び丙に提出するとともに、ホームページ等において公表するものとする。
- 2 乙は、施設運営に支障を及ぼさない範囲において、積極的に施設の公開に努めるものとする。
 - 3 乙は、甲及び丙に対し、施設の管理運営の状況について、年1回以上定期的に報告するものとする。

(立入調査)

- 第10条 甲及び丙、甲又は丙の指定する者が協定の履行の範囲内において、施設内に立ち入り調査・測定等を申し入れたときは、乙は、これに協力するものとする。

(事故等の措置)

- 第11条 乙は、環境省の示す指針（平成18年12月25日環廃対061215002・環廃産061215018）に沿って廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、施設に備

え置くとともに、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に重大な影響を及ぼすおそれのある事故等が発生したときは、ただちに廃棄物の搬入を停止し、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲及び丙に報告するものとする。

(交通安全の実施)

第12条 乙は、~~関係車両及び乙の従業員の通勤車両施設を利用する車両等~~に対し、交通安全の徹底を指導し、児童生徒の通学時の安全の確保とともに、地域住民の車両の優先等に努めるものとする。

2 乙は、施設の建設・運営に伴い生じた道路損傷等について、道路管理者に連絡するとともに、速やかに応急の措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第13条 乙は、施設の建設・運営に関して、地域住民から苦情を受けたときは、誠意をもって迅速に対応するものとする。

(損害賠償責任)

第14条 乙は、施設の建設・運営に伴い生じた損害に対し、誠意をもって賠償するものとする。

(施設等の変更)

第15条 乙は、施設の運用開始後に施設・設備の改良、変更（軽微なものを除く）をするときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(埋立て期間)

第16条 乙が、廃棄物の埋立てを行うことができる期間は、埋立て開始から20年間とし、これを変更する場合は、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(埋立て終了後の管理)

第17条 乙は、埋立てを終了し、施設の廃止確認後においても、施設に起因する災害や環境汚染によって周辺環境に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずるものとする。

2 乙は、施設の廃止確認後においても、●年間は地下水及び放流水の水質検査を実施し、その結果を甲及び丙に提出するものとする。その後の継続については、甲及び丙と協議するものとする。

(環境保全への協力)

第18条 乙は、地域が行う生活環境及び自然環境の向上に寄与する活動に協力する

ものとする。

(連絡協議会)

第19条 乙は、周辺地域の生活環境に関して甲及び丙と意見交換を行うための連絡協議会を設置し、毎年1回以上、開催するものとする。

2 甲及び丙は、施設の建設及び運営にあたり、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じる恐れがある場合は、乙に連絡協議会の開催を要請することができる。この場合において、乙は特段の事情があるときを除き、これに応じるものとする。

3 甲及び丙は、施設の稼働状況及び周辺環境への影響等を確認するため、施設への立ち入り調査及び資料の提出を求めることができる。

4 乙は、連絡協議会を開催しようとするときは、甲及び丙に対し、開催の日の2週間前までに通知するものとする。

5 連絡協議会の開催に要する経費は乙の負担とする。

(地域振興策等)

第20条 本協定に定めのない地域振興対策等については、甲、乙及び丁が別途、協議し、定めるものとする。

(協定等の履行)

第21条 乙は、協定事項を誠実に履行し、丁は、乙の履行責任を連帯して負う。

2 甲及び丙は、乙が協定内容に違反する重大な行為があった場合又は履行しない場合は、違反等が解消されるまでの期間、施設の建設又は運営の一時停止を求めることができる。

(継承に係る措置)

第22条 乙は、施設の譲渡・貸付等を行う場合は、事前に甲及び丙と協議するとともに、譲渡等を受けた者から協定に定めた事項の履行義務の継承の同意を得るものとする。

(疑義事項の協議)

第23条 協定に定めがない事項、疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 協定に定める事項に関する争訟は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各自押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県伊万里市黒川町塩屋504番地1
黒川町区長会 会長 ⑩

佐賀県伊万里市瀬戸町5832番地2
牧島地区区長会 会長 ⑩

乙 佐賀県伊万里市伊万里町甲513番地
肥前環境株式会社
代表取締役 ⑩

丙 佐賀県伊万里市立花町1355番地1
伊万里市長 ⑩

丁 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役 ⑩

別表 1 （第 5 条関係）

(1)施設に搬入できる産業廃棄物の種類

①	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）
②	汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）
③	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
④	ゴムくず
⑤	金属くず
⑥	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
⑦	鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む）
⑧	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
⑨	ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
⑩	紙くず
⑪	木くず
⑫	繊維くず
⑬	動植物性残さ
⑭	動物系固形不要物
⑮	政令第 2 条第 1 3 号廃棄物
⑯	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

(2)施設に搬入できる一般廃棄物の種類

①	焼却残さ（燃え殻、ばいじん（水銀含有ばいじんを含む））
②	不燃物（石綿含有廃棄物を含む）

黒塩地区産廃処分場に関する意見について

※本処分場設置計画の協議に関して、次の2項目が重要事項と考える。

- ①環境保全対策…特に伊万里湾水質汚染の風評被害防止対策
- ②景観整備対策…交通量の多い国道に隣接した場所への設置計画

1. 伊万里湾水質汚染防止対策について

- (1) 処分場の放流水のTDS数値を100ppm以下に抑える。
 - ・ 委員さんの意見によれば、大栄環境の技術では、可能だということです。
- (2) 集中豪雨でのり面崩壊による廃棄物や土砂流出があった場合、埋立地外への流出を防止するためにも、保安距離を十分にとる。
 - ・ 樋口教授の指摘事項

2. 国道及び民家隣接場所設置の景観整備対策について

- (1) 処分場建設時及び埋め立て開始時の景観整備
 - ・ 国道から丸見えの処分場の目隠し対策
 - ・ 植樹による目隠しは、事業者の回答です。
- (2) 埋立完了時の景観整備
 - ① 委員さんの視察報告
 - ・ 黒塩地区でも埋立終了後まもなく、形状を変える整備は可能。
 - ・ 跡地活用では、平井・御坊処分場とも運動広場など地元の要望に対して、しっかり対応されている。
 - ・ 平井最終処分場では、「自然環境の保全と回復に関する協定」が締結されていた。
 - ・ 跡地の活用策は、視察3地区とも、計画を進める時点で行政や地元と一定の方向性を約束されていた。
 - ② 「自然環境の回復に関する協定」について
 - ・ 平井最終処分場の行政担当者または大栄環境から、協定概要を入手していただいて、その概要を参考に協定書を作成する。
 - ・ 協定の締結者は、事業者と地元住民（現協議会メンバー）でよいが、事務局は、市環境政策課にお願いしたい。
 - ・ 本協定が締結できるまで、工事着工は行わない。

●TDSについて

- ・「TDS」は、水に溶け込んだミネラル（カルシウム、マグネシウムなど）や有機物の総量 単位として ppm（100 万分の 1）が使われる。
- ・主に飲料水や水槽の水質管理などに用いられる。
- ・数値が高いほど、溶解している物質の量が多いことを意味するが、水の安全性や汚染度を直接示すものではない。
- ・安全性を確認するには、有害物質や細菌などを個別に検査する必要がある。

TDS 値の目安

種類	TDS の範囲（ppm）
雨水	0－5
水道水	100—500
ミネラルウォーター	300—1,500
海水	35,000—45,000

●「自然環境の回復に関する協定」について

大規模な開発行為を行う事業者と自治体が、無秩序な開発を防止し、開発と自然環境の保全と調和を図るために締結する取り決め。

大阪府自然環境の保全と回復に関する協定実施要綱第5条第2項第6号

業として行う廃棄物の埋め立て処分

ア 埋立跡地については、原則として、全面緑化回復すること。

イ 埋立地域及びその周辺の自然植生の回復に配慮し、採取予定地内に現存する樹林地等の移植利用に努めること。